別表六（十九）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の３第１項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の３の２第１項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額」（7）の欄は、震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は$\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left[(3)\times\frac{10}{100}\right]$又は$\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$又は」を消すこと。

別表六（十九）　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平　・　・	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 $\left[(3)\times\frac{10}{100}\right]$又は$\left[(6)\times\frac{20}{100}\right]$	7	円	
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円		当期の所得に対する法人税の額（別表一（一）「2」、別表一（二）「2」又は別表一（三）「2」）	8		
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			当期税額基準額 $(8)\times\frac{20}{100}$	9		
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の確認を受けた日	4	平　・　・		当期税額控除可能額（(7)と(9)のうち少ない金額）	10		
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	5	円		法人税額超過構成額（別表六（二十）「70の②」）	11		
	同上のうち損金の額に算入される金額	6			法人税額の特別控除額 (10)－(11)	12		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）